

平成30年度
とちぎヘルスケア商品開発促進事業補助金
募集案内

○募集期間

平成30年5月7日（月）～6月8日（金）

○応募先及びお問合せ先

公益財団法人 栃木県産業振興センター

産業振興部 新産業育成グループ

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

TEL 028-670-2608 FAX 028-670-2611

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。

平成30年5月

公益財団法人 栃木県産業振興センター

募集要領

1 目的

本補助事業は、健康寿命の延伸等が求められる中で、成長が期待できるヘルスケア関連産業における商品開発に向けた取り組みを支援することを目的とする。

2 対象者（申請者）

「とちぎヘルスケア産業フォーラム」の会員であり、かつ、県内に事務所または事業所を有する中小企業者及び個人事業主とします。

※中小企業者は、中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条に規定するものです。なお、「みなし大企業」に該当する中小企業者は対象となりません。

○ みなし大企業の定義（下記のいずれかに該当する場合）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

3 対象事業

地域活性化雇用創造プロジェクトによる「とちぎ成長産業参入・競争力強化雇用創造プロジェクト」に位置づけられた指定業種におけるヘルスケア関連商品の開発とします。

【指定業種】

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業

【想定されるヘルスケア関連商品】

食料品、飲料、医薬部外品、健康食品、健康機器、美容関連商品、健康情報システム、医療機器、介護福祉機器等

4 補助限度額、補助率、採択予定件数

補助限度額	補助率	採択予定件数
100万円	10/10	1件程度

5 補助対象経費

- ・商品開発、試作、実証等に必要な資金です。
- ・具体的には、調査費、設計費、試験実験費、測定費、工具・機材・備品費、原材料費、外注費、専門家・大学等に納入する費用です。
- ・**交付決定日（平成30年7月予定）以前**に発注や契約をされた経費は補助の対象になりません。
- ・機械装置等で汎用性があり、目的外使用の疑いが強いものについては、補助の対象になりません。
(例：パソコン、プリンター等)

- ・本補助事業に係る消費税及び地方消費税、振込手数料は、対象になりません。
- ・補助金は、研究終了後に実施する検査等を経てお支払いする精算払い（後払い）です。

■対象となる経費の内容

区 分	内 容
調査費	・マーケティング調査、文献調査等に要する経費
設計費	・商品及び機械、システム等の設計に要する経費
試験・実験費	・試験、検査、実験及びデータの分析、解析等に要する経費（機械の使用料・テスト費用）
測定費	・測定に要する経費
工具・機材・備品費 （自社で商品開発するための）	・機械の購入及び借用に要する経費 ・機械装置等の製作に必要な部品、工具・器具・試作用機材・備品の購入及び借用に要する経費（ポンプ、測定器等）
原材料費	・商品開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
外注費	・商品開発に必要な原材料の再加工及びプログラム作成等を外注する経費
専門家等の技術指導に要する経費	・技術指導を受けた者への納付金等の経費
大学等に納付する費用	・大学等と共同研究を実施する場合の納付金等の経費

6 補助金交付対象事業の決定

- ・補助金交付対象者の決定は、下記の5項目について審査委員会で厳正かつ公正な審議を経て理事長が決定いたします。
 - （1）事業目的との整合性…1 目的及び3 対象事業との整合性及び7 補助金交付対象者の義務「とちぎヘルスケア関連事業部会」との連携が適切かどうか。
 - （2）内容の妥当性…商品開発テーマ（健康課題）が明確となっており、その解決方法として適切な商品内容となっているか。
 - （3）実施体制の状況…実施のための体制が備わっているか。
 - （4）事業経費の妥当性…開発に要する経費の額が、開発内容と照らして妥当か。
 - （5）事業化の可能性…ターゲット・市場規模が明確となっており、事業化が期待できるか。
- ・申請者の方には審査委員会（平成30年6月下旬頃）に出席していただき、事業の概要等についてプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・結果の「採」・「否」につきましては、申請者全員に書面で通知いたします。
- ・結果の理由に関するお問い合わせは、一切応じかねますのでご了承ください。

7 補助金交付対象者の義務

- ・補助対象事業は原則として平成31年2月末日までに終了し、実績報告書を提出していただきます。
- ・年度の途中において中間報告をしていただきます。
- ・商品開発の内容の変更、中止など申請のテーマどおりの遂行ができない場合は、理事長あて速やかに報告していただきます。
- ・補助金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、領収書等の証拠書類を添えて、5か年間保存していただきます。

- ・本事業について、テーマの変更等で理事長が不相当と認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消します。
- ・採択された案件につきましては、企業名・テーマ等を公表する場合があります。
- ・開発終了後2年間は、その後の事業化状況等について報告をしていただきます。
- ・採択者は、「とちぎヘルスケア関連事業部会」へ参加し、補助事業に関連してビジネスプランの検討を行っていただきます。また、事業の成果等について、部会で発表していただきます。

応募手続

1 応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等(会社案内を含む)を添付して、提出してください。

【提出書類】

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③開発費用予算書（様式第3号）
- ④応募者を確認できる書類
 - (ア)法人、LLP・・・定款又は契約書の写し、及び登記簿謄本
(創業予定の場合 個人→応募者の住民票又は運転免許証の写し
法人→応募者の定款の写し及び登記簿謄本
また、創業後は、速やかに定款又は契約書の写し及び登記簿謄本を提出してください。)
 - (イ)個人・・・税務署への開業届の写し
(創業予定の場合は、住民票又は運転免許証の写しを提出してください。また、創業後は、速やかに開業届の写しを提出ください。)
- ⑤直近の決算書の写し（創業予定の場合は、今期の予算書及び決算見込を提出してください。）
- ⑥補助資料等（会社案内や商品開発内容が分かる資料等）がありましたら添付してください
- ⑦経費内訳の根拠となる資料（見積書、価格表等）などを添付してください。

提出書類の様式は、振興センターHPからダウンロードできます。

※提出された書類等は一切返却いたしませんので、予めご了承ください。

2 応募の締切り

平成30年6月8日(金) 17時【必着】

3 応募先及びお問合せ先

〒321-3226

宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 新産業育成グループ

TEL 028-670-2608 FAX 028-670-2611

E-mail: shinsangyou@tochigi-iin.or.jp

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。